

第 8 3 号議案

令和 6 年度退隠料等の年額の改定に関する条例の制定について

令和 6 年度退隠料等の年額の改定に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 2 7 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

令和 6 年度退隠料等の年額の改定に関する条例

(退隠料等の年額の改定)

第 1 条 豊川市退隠料等給与条例（昭和 3 0 年豊川市条例第 2 6 号。以下「退隠料条例」という。）上の吏員又はその者の遺族に支給する退隠料又は扶助料については、令和 6 年 4 月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、退隠料条例（昭和 4 8 年度退隠料等の年額の改定に関する条例（昭和 4 8 年豊川市条例第 3 5 号）第 2 条、昭和 4 9 年度退隠料等の年額の改定に関する条例（昭和 4 9 年豊川市条例第 2 8 号）第 2 条及び昭和 5 1 年度退隠料等の年額の改定に関する条例（昭和 5 1 年豊川市条例第 3 0 号）第 2 条から第 3 条までの規定を含む。）の規定によって算出して得た年額（その額に、5 0 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数があるときはこれを 1 0 0 円に切り上げる。）に改定する。

(職権改定)

第 2 条 この条例の規定による退隠料及び扶助料の年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第1条関係）

退隠料又は扶助料の年額の計算の 基礎となっている給料年額	仮定給料年額
2, 787, 300円	2, 862, 600円
2, 938, 000円	3, 017, 300円
3, 012, 900円	3, 094, 200円
3, 090, 900円	3, 174, 400円
3, 241, 400円	3, 328, 900円
3, 393, 000円	3, 484, 600円
3, 432, 600円	3, 525, 300円
3, 557, 900円	3, 654, 000円
3, 735, 700円	3, 836, 600円
3, 911, 900円	4, 017, 500円
4, 020, 600円	4, 129, 200円
4, 126, 700円	4, 238, 100円
4, 342, 000円	4, 459, 200円
4, 552, 800円	4, 675, 700円
4, 594, 200円	4, 718, 200円
4, 758, 000円	4, 886, 500円
4, 964, 600円	5, 098, 600円
5, 170, 100円	5, 309, 700円
5, 374, 200円	5, 519, 300円
5, 503, 100円	5, 651, 700円
5, 640, 400円	5, 792, 700円

理 由

この案を提出するのは、恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正に伴い、退隠料等の年額を引き上げる必要があるからである。